

十一月一八〇〇迄ニ左ノ通算加スルモノトス

(1) 鹿屋地區ニ對スル敵進艦部隊ノ陸空ヨリスル行動並ニ鹿兒島灣高須ヨリノ海ヨリスル行動ヲ安全ナラシムル爲進出點ニ於ケル障害物ヲ除去ス（佐領ハ北緯三十一度三十分以南鹿兒島灣ノ掃海）此ノ間安全航路ヲ表示ス

(2) 高須灣其ノ他南鹿兒島灣及其附近ニ於ケル港灣業務ニ從事ノ者ノ（非武装）ハ其勤務ヲ履行ス

(3) 鹿兒島灣内航行ヲ容易ナラシムル如ク航路標識ノ維持整備ニ努ム
(4) 鹿兒島灣及其ノ灣口ニ在ル全船舶ヲ投錨ヒシメ且其ノ武装ヲ完全ニ解除ス

(5) 鹿屋基地ハ最も有効ニ使用シ得ル如ク整備シ之ヲ維持ス。

139
附スルモノトス

(一) 機体全部ヲ白色ニ塗り胴体ノ兩側並ニ各翼ノ上部ニ五〇〇米ヨリ
容易ニ視認セラルル綠色ノ十字ヲ附ス

(二) 五〇〇米ヨリ容易ニ視認セラルル赤色吹流ヲ機尾ニ曳航ス
ニ使用機數ハ概ネ左ノ標準トス

(一) 海軍編隊司令部用 (大本營使用機ヲ含ム) トニ以テ
ニ名航空艦隊司令部、領守府、警備府用各三機以内

三、飛行ノ管制ハ各所屬長官自ラ之ヲ行フモノトシ聯合國機所在區域ヲ
飛行スル場合ニハ豫メ其ノ決定ヲ關係各部ニ通報スルモノトス。

昭和二十年八月二十六日

軍令部總長 豐田 副 武

- 草鹿南東方面艦隊司令長官
- 大川内南西方面艦隊司令長官
- 小澤聯合艦隊司令長官
- 杉山佐世保鎮守府司令長官
- 戶塚橫須賀鎮守府司令長官
- 田結舞鶴鎮守府司令長官
- 金澤吳鎮守府司令長官
- 岡大阪警備府司令長官
- 山口鎮海警備府司令長官
- 宇垣大湊警備府司令長官

ニ指示

大海令第五〇號及第五四號ニ基キ左ノ如ク指示ス

一 局地停戰交渉竝ニ武器及裝備ノ讓渡ハ概ネ左ニ準據シ實施スルモノトス但シ本土以外ニ於

テハ特ニ現地陸軍部隊ト連繫ヲ密ニシ之ガ實施ヲ齊一ナラシムルモノトス

(イ) 支那(滿洲ヲ除ク)臺灣、北緯十六度以北ノ佛領印度支那ニ於テハ蔣介石ニ對シ實施スルモノトス但シ香港ニ於テハ英海軍少將「バーコート」ニ對シ實施スルモノトス

(ロ) 滿洲、北緯三十八度以北ノ朝鮮、樺太、千島諸島ニ於テハ極東「ソグエイエツト」軍最高指揮官ニ對シ實施スルモノトス

(ハ) 「アングマン」「ニコバル」「ビルマ」泰、北緯十六度以南佛領印度支那、馬來「ポルネオ」蘭領印度「ニューギニヤ」「ビスマルク」諸島及「ソロモン」諸島ニ於テハ東南亞細亞司令部最高指揮官及濠洲軍司令官ニ對シ實施スルモノトス

(ニ) 日本委任統治諸島、硫球、小笠原諸島ニ於テハ合衆國太平洋艦隊最高指揮官ニ對シ實施スルモノトス

(ホ) 日本本土、之ニ附屬スル小島嶼、北緯三十八度以南ノ朝鮮及「フィリッピン」ニ於テ

ハ合衆國陸軍部隊最高指揮官ニ對シ實施スルモノトス

ニ前諸項各地域毎ニ所在海軍最高指揮官ハ要スレバ終戰處理事項ニ關シ指揮下以外ノ所在海軍部隊軍人軍屬ヲモ統制區處スルコトヲ得ルモノトス

ニ武器及裝備讓渡ノ時機ハ別令ス但シ現地折衝ノ關係上各司令長官ニ於テ特ニ必要ト認ムルモノハ機宜處理スルコトヲ得



各地最高指揮官、所轄地域、所轄部隊及關係聯合國指揮官表

各地最高指揮官	所轄地域	所轄部隊	關係聯合國指揮官
第四艦隊司令長官 (聯合艦隊司令長官)	日本委任統治諸島 ガム島、ウエ、サ島 小笠原諸島(南島群ヲ 含ム)	上記地域内ニ在ル 一切ノ海軍諸部隊	合衆國太平洋 艦隊最高指揮官
	アンダマン、ニコバル、 ビルマ、マヤ、 北緯十六度以南佛印		

臣ノ定ムルトコロニ被ル

一 各地最高指揮官ハ一被命令及本指示ノ實施ニ方リテハ大本營、帝國政府
 ノ聯合國最高司令官宛申入、諒察等語ヲ基礎トシ且現地ノ實情ニ即應シ
 關係聯合國指揮官ニ豫議シ局地應ニ遺念無カラシムルモノトス
 一 各地最高指揮官ハ一被命令及本指示ノ實行ニ關シ逐次大本營ニ報告スル
 ト共ニ一切ノ指圖終了セバ速ニ局地終局處理概報ヲ大本營ニ進達スルモ
 ノトス



